

『外国人旅行者向け消費税免税制度について知りたい』

外国人旅行者向け消費税免税制度

地方を訪れる外国人旅行者の消費拡大、受入強化のため、外国人旅行者向け消費税免税制度を設けております。

対象となる方

○消費税免税店(輸出物品販売場)[※]の許可を受けた販売場を経営する事業者

※消費税免税店には以下の2通りがあります。

一般型消費税免税店 : 免税手続きは販売場を経営する事業者が、その販売場において行う。

手続委託型消費税免税店 : 免税手続きは第三者(承認免税手続事業者)が、免税手続カウンター(販売場が所在する特定商業施設内に設置)において行う。

○承認免税手続事業者(免税手続きを行うことについて承認を受けた事業者)

制度の内容

本制度については、平成26年度「免税対象品目の拡大」、平成27年度「免税手続きの委託制度の創設」と、地方を訪れる外国人旅行者の消費拡大、受入強化を図るため、税制改正により様々な措置を講じてきました。

平成28年度税制改正においては、外国人旅行者向け消費税免税店制度の拡充・利便性向上を図るため、免税販売の対象となる下限額の引下げや、商店街区内のショッピングセンターの店舗(非組合員)が免税手続カウンターを活用し購入金額を合算することが可能となります。

◆ 本制度に係るこれまでの税制改正内容

平成26年度改正：免税対象品目の拡大

➢ これまで免税対象から除かれていた食品類、飲料類、薬品類、化粧品類等の消耗品を含め、全ての品目が免税対象となるとともに、必要書類等の様式を緩和しました。

平成27年度改正：免税手続きの委託制度の創設

➢ 商店街・ショッピングセンター等において外国人旅行者に対して物品を販売する場合、従来は各個店で行う必要があった免税手続きを第三者へ委託することを可能とする制度を創設。これにより、商店街・ショッピングセンター等において、複数の店舗での購入金額を合算し、免税手続きを実施する「免税手続カウンター」の設置を実現しました。

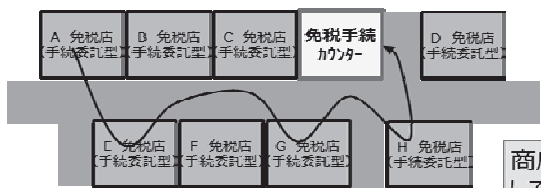
平成28年度改正：免税対象金額引下げ、免税手続カウンター制度の利便性向上等

➢ 免税販売の対象となる下限額の引下げ(一般物品：1万円超→5千円以上、消耗品：5千円超→5千円以上)のほか、免税店から海外へ免税対象物品を直送する場合の免税手続きの簡素化や商店街区内に所在するショッピングセンターの店舗が、商店街の組合員でなくとも、免税手続カウンターを活用し購入金額を合算することを可能とします。

融資・リース・保証 補助金・税制・出資 情報提供・相談 セミナー・研修・イベント 法律等に基づく支援

【免税手続きカウンターでの買物のイメージ】

※合算時の最低購入金額は平成28年度改正により、引下げ予定。



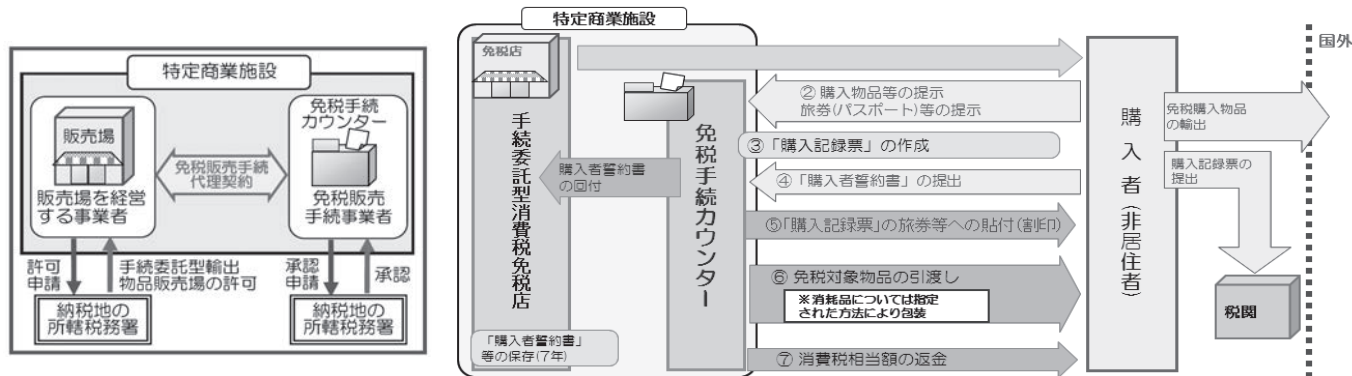
A店で和菓子2,000円を購入
E店で日本酒4,000円を購入 } 消耗品で合算5,000円超*

G店で扇子3,000円を購入
H店で着物15,000円を購入 } 一般物品で合算10,000円超*

※いずれも税抜価格

商店街やショッピングセンター等の中で、複数店舗での購入金額を合算して、免税販売手続が可能に！

【免税手続きカウンターにおける手続きの流れ】



【特定商業施設について】

免税手続きカウンターを設置できる特定商業施設とは、以下①～④までの販売場の区分に応じた地区、地域又は施設をいいます。

販売場の区分	特定商業施設	例
① 商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区に所在する販売場(当該商店街振興組合の組合員が経営する販売場に限る。)	当該地区	
② 中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域であって、その大部分に一の商店街が形成されている地域に所在する販売場(当該事業協同組合の組合員が経営する販売場に限る。)	当該地域	商店街
③ 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗内にある販売場	当該大規模小売店舗	ショッピングセンター等
④ 一棟の建物内にある販売場(③に該当するものを除きます。)	当該一棟の建物	テナントビル等

ご利用方法

消費税免税店の許可申請手続や特定商業施設等についての詳細は、国税庁のHPをご参照ください。(国税庁HP: <https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/menzei/>)

- インバウンド対応に取り組む商店街を後押しするために、本制度のほか、補助金(17頁参照)、低利融資制度(289頁)による支援も実施しております。

お問い合わせ先

各経済産業局 流通・サービス産業課等 (巻末お問い合わせ先一覧参照)
 経済産業省 商務流通保安グループ 流通政策課 TEL:03-3501-1708
 中小企業庁 経営支援部 商業課 TEL:03-3501-1929